

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【公表番号】特表2018-516612(P2018-516612A)

【公表日】平成30年6月28日(2018.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2018-024

【出願番号】特願2017-550702(P2017-550702)

【国際特許分類】

A 6 1 F 9/007 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 9/007 1 3 0 B

A 6 1 F 9/007 1 3 0 E

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月12日(2019.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水晶体超音波乳化吸引針であって、

超音波ハンドピースに接続するためのハブと、

前記ハブと一体成形され、前記ハブから延びる細長い軸であって、前記軸の先端が、前記ハンドピースによって前記先端を振動させると、組織を粉碎する、軸と、  
を備え、

前記ハブおよび前記軸が、金属針より実質的に低い密度を有する材料で形成されていることを特徴とする針。

【請求項2】

少なくとも前記先端部分が、実質的に透明であることを特徴とする、請求項1記載の針

。

【請求項3】

前記針の全体が、前記金属針より実質的に低い密度を有する、前記材料で形成されていることを特徴とする、請求項1記載の針。

【請求項4】

前記ハンドピースのホーンも、前記金属針より実質的に低い密度を有する、前記材料で形成されていることを特徴とする、請求項3記載の針。

【請求項5】

少なくとも前記先端部分が、プラスチック材料で形成されていることを特徴とする、請求項1記載の針。

【請求項6】

前記プラスチック材料が、ポリエーテルエーテルケトンであることを特徴とする、請求項5記載の針。

【請求項7】

前記金属針より実質的に低い密度を有する前記材料が、 $4000 \text{ kg/m}^3$ 未満の密度を有することを特徴とする、請求項1記載の針。

【請求項8】

前記金属針より実質的に低い密度を有する前記材料が、 $3000 \text{ kg/m}^3$ 未満の密度

を有することを特徴とする、請求項 1 記載の針。

【請求項 9】

前記金属針より実質的に低い密度を有する前記材料が、 $2000 \text{ kg/m}^3$  未満の密度を有することを特徴とする、請求項 1 記載の針。

【請求項 10】

洗浄スリーブが、少なくとも前記先端部分と一体的に成形されていることを特徴とする、請求項 1 記載の針。